

令和4年第5回教育委員会臨時会議事録

令和4年11月1日（火）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和4年11月1日（火）午前10時00分～午前10時13分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 白石 高士 委員 對馬 初音
委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

出席説明員 事務局次長 齊藤 俊朗 教育政策担当部長 大島 晃
生涯学習担当部長 教育人事企画課長
庶務課長 村野 貴弘 済美教育センター 加藤 則之
学校ICT担当課長 統括指導主事

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司
担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第65号 令和4年度杉並区一般会計補正予算(第7号)
(区議会提出議案に関する意見聴取)

目次

議案

議案第65号	令和4年度杉並区一般会計補正予算（第7号） （区議会提出議案に関する意見聴取）・・・・・・・・・・	4
--------	--	---

教育長 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和4年第5回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日は、折井委員から欠席の旨の連絡を受けておりますが、定足数は満たしておりますので、このまま会議を進めます。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員との指名がございましたので、よろしくようお願い申し上げます。

続きまして、議事日程についてでございますが、議案1件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは議事に入りますが、議案第65号につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。

従いまして、同法第14条第7項の規定により、審議を非公開といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、そのようにいたします。

それでは、議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは日程第1、議案第65号「令和4年度杉並区一般会計補正予算(第7号)」を上程いたします。

私からご説明いたします。

それでは、議案第65号、令和4年度杉並区一般会計補正予算(第7号)について、ご説明いたします。

議案を2枚おめくりいただいて、補正予算概要の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算でございますが、「事務事業名」の欄に記載の3事業について、「補正額」の欄に記載の金額を補正するものでございます。

まず、表の1番目「郷土博物館の維持管理」と3番目「済美教育センター維持管理」について、併せてご説明いたします。

昨今の世界的な原油、天然ガス等の燃料費の高騰により、電気・ガスなどの光熱水費に不足が見込まれるため、光熱水費高騰分に要する経費として、「郷土博物館の維持管理」238万円、「済美教育センター維持管理」

470万円を補正予算として計上するものでございます。

次に、表の2番目「国際理解教育の推進」についてご説明いたします。

帰国・外国人児童・生徒への日本語指導は、職員3名、外部講師15名で要請のあった学校に訪問・補充指導を行っています。今年度に入り、予想以上に日本語指導を必要とする児童・生徒が増加しており、外部講師への謝礼金の支払いに不足が見込まれるため、謝礼金不足分に要する経費として、「済美教育センター国際理解教育の推進」事業に292万1千円を補正予算として計上するものでございます。

歳入歳出予算については以上でございますので、議案を1枚おめくりいただき、2ページをご覧ください。

教育費の総額を記載してございます。

今回の補正により1千万1千円を増額しまして、補正後の教育費の総額は、187億7,636万2千円でございます。これらにより、差し引き一般財源につきましても、1千万1千円を増額し、補正後の総額は142億1,905万4千円でございます。

以上で、補正予算についての説明を終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

庶務課長 それではただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございますでしょうか。

お願いいたします。

久保田委員 前回の日本語教室の時にも申し上げたんですが、現在、まさに世界的にも地球80億人時代がやってきている中で、やはり国際化の進展とともに、在日韓国人の方が大変増えてきている。これからも増えるということの中で、やはりその子どもたちに対して、十分な支援ができるような体制を作り上げていくということは、絶対必要なことだと思っておりますし、今回の補正で手当をするということも妥当であると思いました。

よろしく申し上げます。

對馬委員 久保田委員がおっしゃったように、今多くの外国から来ているお子さんたち、それから外国で生活した経験のある日本の子がたくさんいると思うんですけども、前回の報告にあった日本語教室では、ボランティアでやってくださる方もおられたと伺っているんですけども、この日本語指導をしてくださる方々に何か資格とか経歴みたいな必要

なものとかはあるんでしょうか。

統括指導主事（加藤） 日本語指導を行っているのは、3名が区の会計年度任用職員、15名が外部講師と先ほど申し上げましたが、全て教員免許を持っている指導者が行っています。基本的には退職をした教員が外部講師として各学校に伺って指導している状況がございます。

對馬委員 たぶん、大学だと少ないのかもしれないが、民間も含めて日本語講師養成講座のようなものも多くあると思うんですが、そういうところで勉強している人とかということではなくて、いわゆる日本の教員免許というものが要ということですね。

統括指導主事（加藤） はい、おっしゃるとおりです。

教員免許を持っていて、その中でもこちらで昨年度は文部科学省の講師をお呼びして、研修を受けていただいています。あとは様々な教材がどんどん新しくブラッシュアップされますので、そちらを情報提供して指導に生かしていただいたりしております。

伊井委員 基本的なことを聞いて申し訳ないんですが、言葉だけを教えるのではなくて、教科、その部分のカバーはどういうふうになっているんですか。

統括指導主事（加藤） 日本語指導は教科指導ではないので当然言葉、あとは日本の文化、そういったものをコミュニケーションを取りながら、1対1で指導をしています。

伊井委員 そこで学んで身に付けたことを、また授業でしっかり生かしていく方向ってことですね。

統括指導主事（加藤） はい。

伊井委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

教育長 先ほどの對馬委員の質問に続くんですけど、何で教員免許が必要なんんでしょうか。条件に教員免許ってありますけど、これは学校教育じゃないから、別に持っていなくていいわけじゃないですか。いわゆる一条校じゃないから。つまり教員免許が必要な意味っていうのかな。持ってなきゃいけない理由は何かあるんですか。

統括指導主事（加藤） 子どもたちと1対1になって様々、日本語の言葉だけではなく、日本文化も含めての指導をするというようなそういう状況の中で、単純に日本語の指導のスキルだけではなく、やはり教員として経験してきたこと、子どもたちとやりとりしてきたこと、そういうも

のが必要と考えて、こういった条件を設けていると考えています。

教育長 ということは、今の話ですと、教員としての経験スキルということとは、教員免許を持って教員をやっていた人という条件なんですね。

統括指導主事（加藤） 必ずしも経験がなければならないというわけではないですが、今講師として指導しているのは、全て教員経験者になります。

教育長 何でこんなことを言うかと言うと、もう色んなことを見直しているんじゃないかと思っているんですよ。教員免許というもののあり方を。だって東京都の教員は免許がなくても今なれるようになったんですよ、今年から。免許は後で取ればいいってね。

教員免許っていうのは学校で働くためには今必要だという制度になっているにもかかわらず、東京都は人手不足だからなくてもいいと言っているんですよね。そんな時代に、この国際理解教育、日本語指導は学校ではないから必ず持たなきゃならないということにはならないのではありませんか、この免許を「持っている」、「持っていない」ということじゃなくて、もっと広げて、いわゆる今統括がおっしゃったように、日本語だけ教えるんじゃないくて、その文化とか人間性とかいろいろなものをトータルで指導しようっていうことを講師の先生に言ってるわけだから、そうしたら、そういう視点で人を集めて、選考した方が私はいんじゃないかなと思うんです。

だから、必ずしも子どもに接するのは教員免許を持っていなきゃならないっていう考え方をやはり見直していくべきじゃないかな。教員免許を持っていなくたってちゃんとできる人もいるし、逆に持ってたってそうじゃない人もいるし、例えば、いろいろな補助員、指導員などがあるじゃないですか。あれも教員免許を持っている・持っていないという条件が付くんだけど、その辺というのは見直しが必要なんじゃないかなと思って発言しました。

統括指導主事（加藤） ありがとうございます。

前回ご報告いたしました「こども日本語教室」、あちらの指導者は、ボランティア講座を受講した方が務めるということになっております。こちらの日本語指導の講師については、授業から取り出して指導するという、そういう内容もありますので、そういう意味合いも含めて、こちらでまたシステムを整えて、こういった形で進めるべきなのか、考えてい

きたいと考えています。

教育政策担当部長 昨日ネパールの代表の方とお話をする機会がありました。今後もネパールからこの杉並区にやってくる子どもたちは増えるという話も、その中ではありました。

この間、交流協会との協力関係もできてきましたので、今後は向こうが期待していることにこちらも答えますが、こちらとしてもwin-winの関係を築いていく。例えば、子どもたちに日本語を教えていただく、もしくは支援してもらい、そういった関係性も築いていけるだろうと、今までよりも柔軟に築いていけるだろうというふうに思っています。

そこで先ほど教育長がおっしゃった免許のところは要件になってくると、もしかしたら交流協会でも人材を雇いにくいところが出てくるかも知れない。その要件がなければ、むしろネパールの原語と、そして日本語と、両方ともマスターしている人材というのを多く取れる可能性も出てくる。そういったこともしっかり考慮しながら、今後、ネパールの子の人数が増えてくるという想定があるんですから、考えていかなければいけないかなど。そうすれば、外国人児童・生徒の支援にかかる予算的にもかなり有利なところが出てくるだろうというふうに思いますので、そういった部分を今後検討していきたいというふうに思います。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので、教育長の議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第65号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議はございませんので、議案第65号につきましては原案のとおり可決をいたします。

それでは以上で本日本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。